

八雲町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、八雲町地域公共交通活性化協議会設置要綱第8条の規定に基づき設置された、八雲町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、予算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、現行予算に追加、その他変更を加える必要が生じたときは、これを調製し、協議会に諮るものとする。

（予算の流用）

第4条 会長は、歳出予算の流用をしたときは、直近の協議会会議に報告しなければならない。

（出納員、出納及び現金等の保管）

第5条 協議会の出納は会長が行う。

2 会長は、事務局員のうちから出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

3 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他会計事務の手続きについて、適正に処理しなければならない。

（収入及び支出の手続）

第6条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1） 予算整理簿

（2） 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第7条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会に報告し、承認を得るものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。